

## 事例報告資料

栃木県保健福祉部障害福祉課 総括課長補佐 角田 孝之 氏  
栃木県保健福祉部障害福祉課 計画推進担当係長 琴寄 行雄氏

## 「支援費制度の施行について」

～ 栃木県における障害者相談支援事業の取組について ～

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

### ○ はじめに ～ 栃木県の概要

#### 1 栃木県における相談支援事業の一般財源化への対応

##### (1) これまでの国庫補助事業に関する反省

##### (2) 見直しのポイント

- ① 障害種別を越えた相談支援体制
- ② 県と市町村との共同事業
- ③ 事業委託者としての市町村の権限・責任
- ④ 施設業務からの独立・地域の中の人材

#### 2 栃木県における『障害者相談支援センター』の運営状況等

##### (1) 『障害者相談支援センター』の活動状況

##### (2) コーディネーターとの連携について

# 「栃木県における障害者相談支援事業」の概要

## 1 事業の目的

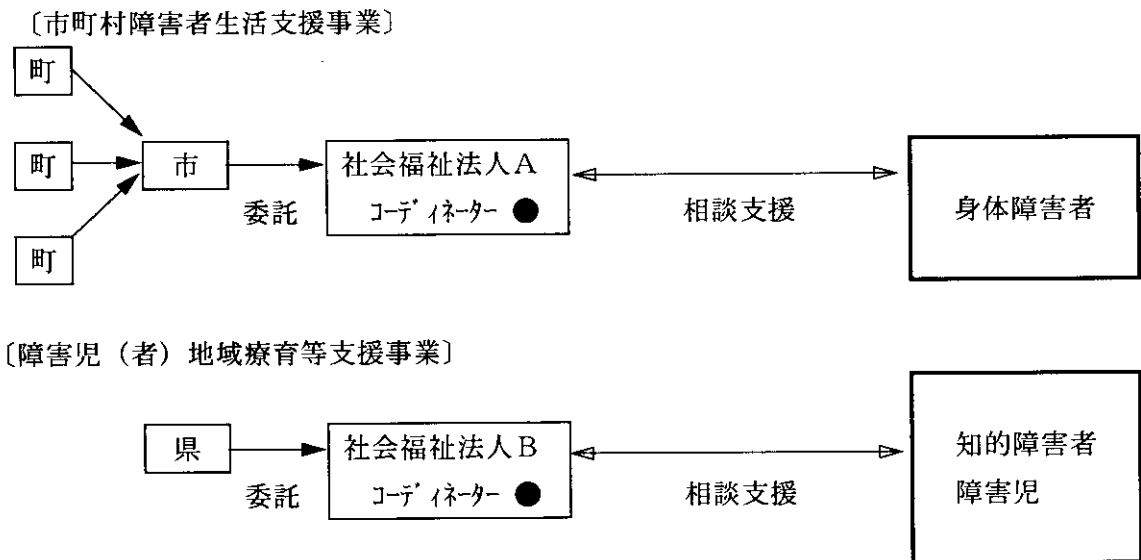
障害者自身の「自己決定・自己選択」による自己実現を図るために必要となる支援を最大限に確保するため、従来別々に実施されてきた「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育等支援事業」を統合し、地域で生活する障害者やその家族にとって利用し易く、また効果的かつ効率的な相談支援を行う。

## 2 事業実施体制

- (1) 県及び市町村の共同により、社会福祉法人に委託して実施する。
- (2) 実施体制の比較

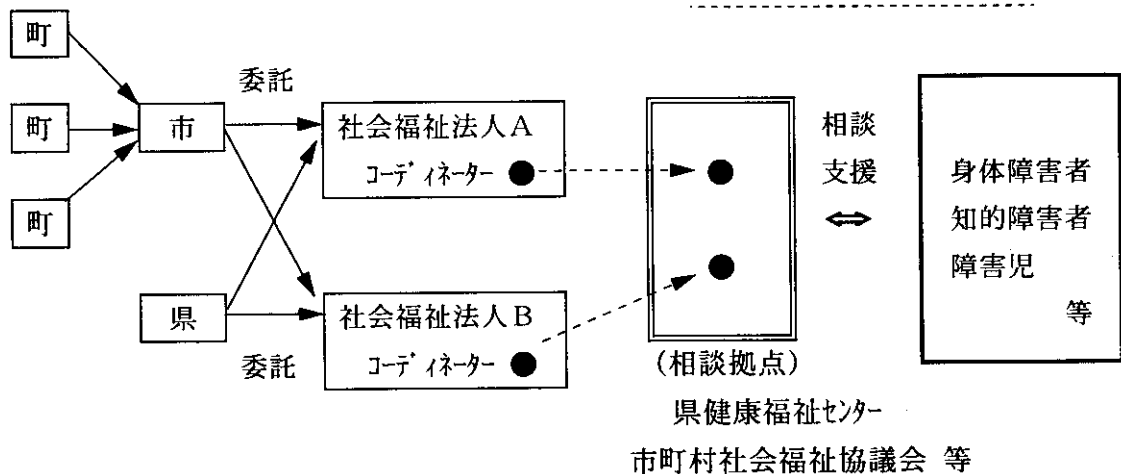
### ① 平成14年度まで（代表的なパターン）

※県内全域で実施されていたわけではない



### ② 新たな体制（代表的なパターン）

※県内全域で実施  
一部市町村単独実施



### 3 事業の実施方針

- (1) 障害種別による区別を設けない相談支援体制
  - ・身体障害者、知的障害者、障害児に対する相談支援事業を一括実施。
  - ・精神障害者や難病患者に対しても、関係機関等との情報交換を通じて相談に対応。
- (2) コーディネーターの社会福祉施設業務から分離独立した立場の確保
  - ・公的機関等に配置し、社会福祉施設業務から分離独立。
  - ・公平性、中立性を確保。
- (3) 24時間（夜間休日等）の相談に対応できる相談支援体制  
通常勤務時間以外であっても対応が可能となるよう、人材の派遣元の施設の協力等によりバックアップ体制を確保。
- (4) 他の相談機関との連携による身近な相談支援体制
  - ・社会福祉施設はもとより、ホームヘルパーや地域の身体障害者・知的障害者相談員、民生児童委員あるいは在宅介護支援センター等との協力による身近な相談支援体制を整備。
- (5) 県の関係機関との連携による相談支援体制
  - ・県健康福祉センターの地域支援部門やとちぎリハビリテーションセンター総合相談部門等との連携の確保。
  - ・県健康福祉センターの保健部門における2次健診担当、精神障害担当、難病担当等や福祉部門における生活保護担当等との連携の確保。

### 4 コーディネーター業務の主な内容

- (1) 在宅福祉サービス利用のための援助
- (2) 家庭訪問等による相談実施
- (3) 市町村巡回方式による相談の実施
- (4) 「生活プラン」の作成援助
- (5) ケース検討会等の主宰
- (6) 社会資源（サービス）創出等に関する企画・提言
- (7) ピアカウンセラーの活用による相談の実施
- (8) ケースワーカー、ボランティア等人材の育成
- (9) 普及啓発活動

# 栃木県における障害者相談支援事業 実施要綱

## 第1 事業の目的

障害者福祉において、社会福祉基礎構造改革が目指す、障害者が、障害があるが故にさまざまな制約を受けることなく、それぞれが一人の人間として、自らの自由意思によって人生を謳歌することを積極的に支援する地域社会を築き上げるため、県と市町村との協力により相談支援体制を体系的に運営し、障害者自身の「自己決定・自己選択」による自己実現を図るために必要となる支援を最大限に確保することが重要である。

この事業は、従来別々に実施されてきた「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育等支援事業」を統合し、地域で生活する障害者やその家族にとって利用し易く、また効果的かつ効率的な相談支援体制を行うことを目的に事業を実施する。

## 第2 事業の基本方針

### 1 事業の実施体制

- (1) 県及び市町村が共同で実施する。
- (2) 県及び市町村は、社会福祉法人に対して、事業実施を委託する。
- (3) 事業実施を受託した法人（以下「受託法人」という。）は、コーディネーターとして適格な資質を有する人材を派遣する。
- (4) 当該受託法人がより柔軟な事業実施が可能となるよう、委託者である県及び市町村は十分配慮する。

### 2 実施体制の整備方針

#### (1) 障害種別による区別を設けない相談体制

身体障害者、知的障害者、障害児に対する相談支援事業を一括実施することを主とし、精神障害者や難病患者に対しても、これまでの相談状況を考慮し、県精神保健福祉センターや精神障害者生活支援センター、県健康福祉センター精神担当・難病担当あるいは医療機関等との情報交換等を通じて相談に対応できるようにする。

#### (2) コーディネーターが社会福祉施設業務から分離独立した立場の確保

相談支援事業は、相談内容が多岐にわたり、様々な分野の関係者との関わり合いの中で進められることから、コーディネーターは原則として、公的機関等に配置し、社会福祉施設業務から分離独立することにより、公平性や中立性を保つことのできる立場を確保する。

併せて、今後、障害者やその家族の来所を待つことなく、障害者等の所へ出向いていくことが重要性を増すため、十分な機動力を確保する。

#### (3) 24時間（夜間休日等）の相談に対応できる相談体制

相談は、休日や夜間にも発生するものであることから、通常の勤務時間以外であっても対応が可能となるよう、人材の派遣元の施設の協力等によるバックアップ体制を確保する。

#### (4) 他の相談機関との連携による身近な相談体制の整備

コーディネーターが全ての相談に対応することは不可能であるため、サービス提供に携わっている社会福祉施設はもとより、ホームヘルパーや地域の身体障害者・知的障害者相談員、民生児童委員あるいは在宅介護支援センター等との協力により、より身近な相談支援体制を整備する。

(5) 県の関係機関との連携による相談支援体制

県健康福祉センターの地域支援部門やとちぎリハビリテーションセンター総合相談部門等との連携により、広域における相談支援のあり方を検討し、適切な相談体制を確保する。県健康福祉センターの保健部門における2次健診担当、精神障害担当、難病担当等や福祉部門における生活保護担当等との連携を考慮した相談体制とする。

### 第3 事業の内容

#### 1 事業の内容

(1) 専門性の高いコーディネーターによる相談支援の実施

障害者やその家族からの様々な相談、ニーズに適切に対応するため、障害者ケアマネジメントの手法を用いた質の高い相談体制を整備する。

(2) コーディネーターの資格要件

コーディネーターは、次の要件を満たす者とする。

- ① 業務に必要な専門知識の習得（社会福祉士等資格の所持等）
- ② 実務経験（社会福祉業務への従事経験等）
- ③ 業務への意欲・企画力（研修参加、連携づくりの実績等）
- ④ 一定期間以上のコーディネーター業務の従事への期待

(3) コーディネーターの選任

コーディネーターの選任は、各エリア内市町村の合意により行う。

なお、受託法人からの契約解除の申し出を行う場合には、後任のコーディネーターが選任されるまでは引き続き業務に従事するものとする。

(4) コーディネーターの業務

- ① 在宅福祉サービス利用のための援助
- ② 家庭訪問等による相談実施
- ③ 市町村巡回方式による相談の実施
- ④ 「生活プラン」の作成援助
- ⑤ ケース検討会等の主宰
- ⑥ 社会資源（サービス）創出等に関する企画・提言
- ⑦ ピアカウンセラーの活用による相談の実施
- ⑧ ケースワーカー、ボランティア等人材の育成
- ⑨ 普及啓発活動

(5) コーディネーター業務の評価

事業の精度を高めるため、次により事業評価を行う。

- ① サービスの満足度に関する利用者からの意見等
- ② コーディネーター本人による業務報告、自己評価等
- ③ 委託者である県及び市町村による上記業務報告に対する意見、要望等

(6) 受託法人としてのバックアップ体制

夜間休日における相談の受付やショートステイのニードへの対応等、受託法人の持つ機能を活用したバックアップ体制を確保する。

なお、この場合においては、サービス利用が緊急避難的なものであることに留意する。

## 2 事業の実施方法

### (1) エリアの設定

相談支援事業のエリアは、県健康福祉センター（広域センター）の所管地域を基本とする。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| A 県西健康福祉センター所管地域 | ① 上都賀北（2市2町1村） |
|                  | ② 上都賀南（1市2町）   |
| B 県東健康福祉センター所管地域 | ③ 芳賀（1市5町）     |
|                  | ④ 南那須（4町）      |
| C 県南健康福祉センター所管地域 | ⑤ 下都賀東（1市5町）   |
|                  | ⑥ 下都賀西（1市5町）   |
| D 県北健康福祉センター所管地域 | ⑦ 那須（2市4町1村）   |
|                  | ⑧ 塩谷（1市6町）     |
| E 安足健康福祉センター所管地域 | ⑨ 足利（1市）       |
|                  | ⑩ 安蘇（1市2町）     |

### (2) コーディネーターの配置

各エリア毎にコーディネーターを複数配置する。

各エリアにおけるコーディネーターの配置数は、各エリア内の状況を勘案して定める。

受託法人の活動領域以外へのコーディネーターの配置も可能とする。

### (3) コーディネーターの配置場所

コーディネーターは、エリアを所管する県健康福祉センターあるいはエリア内の他の機関等を活動の拠点とし、配置場所は、交通事情や区域面積、住民分布等の地域性を考慮して、エリア内の市町村の合意により指定する。

なお、コーディネーターが配置される場所には、来所者が安心して話しができるような相談室を設置する。

### (4) エリア内における連絡会の設置

各エリアにおいて、基本的な事業方針の確認や実施内容の報告、検証のため、エリアを所管する県健康福祉センターとエリア内の市町村、コーディネーターからなる連絡会を設ける。

## 3 資質の向上等

### (1) コーディネーター研究会の設置

コーディネーターの自主的な活動による資質の向上及び相互の情報交換等を行うため、コーディネーターで構成する研究会を設置する。

### (2) コーディネーターの研修及びスーパーバイズ

とちぎリハビリテーションセンターがスーパーバイザーとなり、コーディネーターの業務実績の検証、困難事例への対応についてのアドバイスを行う。

また、コーディネーターの専門性の向上のため、とちぎリハビリテーションセンターがコーディネーター研究会との共同によるスキルアップ研修等を実施する。

## 4 秘密の保持

事業の実施にあたって職務上知り得た利用者及び家族に関する秘密保持については特に留意する。

#### 第4 事業の経費

- (1) 事業に要する経費は、各エリア内の市町村及び県が支弁する。
- (2) 事業に要する経費は、コーディネーター毎の人件費及び活動費とする。

#### 第5 準備期間等

- (1) 事業の実施にあたっては、環境整備等のための準備期間を設ける。
- (2) 準備期間であっても、コーディネーターは、次の業務については年度当初より着手する。
  - ① 在宅福祉サービス利用のための援助
  - ② 家庭訪問等による相談の実施
  - ③ 市町村巡回方式による相談の実施
  - ④ 「生活プラン」の作成援助
- (3) 本要綱による事業実施にあたっては、体制運営の課題の洗出し等を行うことにより、今後の相談支援体制を検討する上での参考とする。
- (4) 本格稼働以降において、次の項目等について検討する。
  - ① 県・市町村の共同実施体制の見直し（協議会等の設置）を行う。
  - ② 栃木県リハビリテーション協議会等との連携
  - ③ コーディネーター業務の評価
- (5) 障害者地域生活推進特別モデル事業（国庫補助）の導入  
本県における相談支援体制の整備のため、当該事業を実施する。

#### 第6 その他

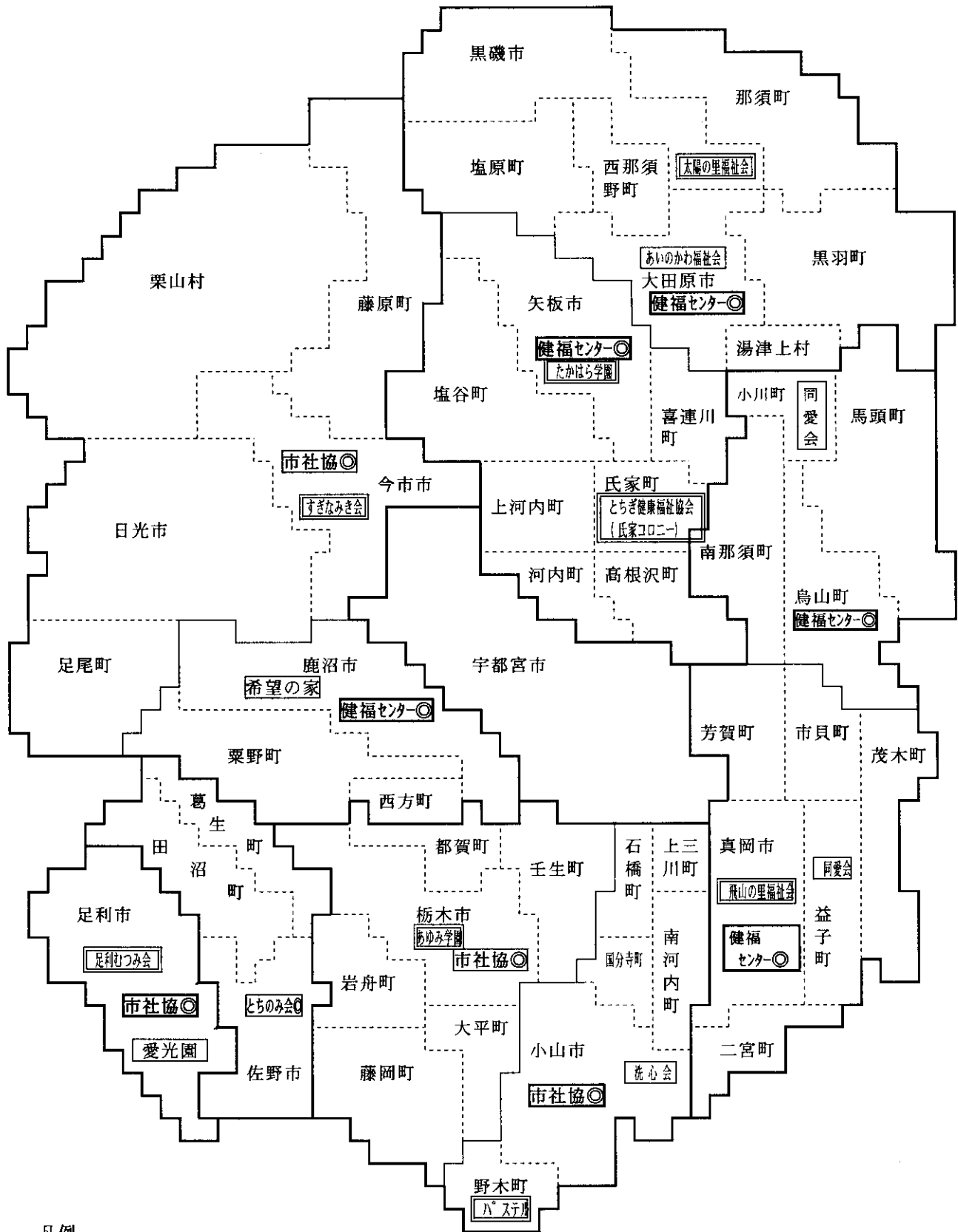
特別の事情により本要綱によりがたい場合は、実施地域である基本エリア内の市町村との協議によるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。



平成15年度障害者相談支援事業活動拠点等位置図



- 凡例
- 事業受託法人（施設）〔身障系〕
  - 事業受託法人（施設）〔知障系〕
  - ◎ 障害者相談支援事業実施場所

## 2 相談支援事業月報集計

### (1) 障害種別

(件)

番号	障害種別	身体障害者					知的 障害者	障害児	精神 障害者	重複 障害者	難病	その他	計
		視覚	聴覚・ 音声言語	肢体	内部	重複							
1	日光広域	60	44	236	9	22	98	59	38	140	11	94	811
2	上都賀南部	8	4	245	14	8	65	61	1	132	0	9	547
3	南那須	16	2	93	0	0	104	57	22	21	3	0	318
4	芳賀	11	54	253	10	55	433	248	18	109	4	80	1,275
5	栃木・下都賀	32	0	80	10	10	208	108	16	27	0	9	500
6	小山地区	17	9	438	1	0	279	44	22	0	0	8	818
7	河内・塩谷	0	0	47	0	0	122	26	5	3	0	0	203
8	那須	33	10	204	12	108	576	264	14	104	119	16	1,460
9	足利	44	13	390	19	94	245	112	14	121	7	48	1,107
10	安佐	30	2	351	15	15	286	82	98	135	7	34	1,055
	合計	251	138	2,337	90	312	2,416	1,061	248	792	151	298	8,094

### (2) 相談内容別

(件)

番号	相談内容	日光広域	上都賀南	南那須	芳賀	栃木・ 下都賀	小山地区	河内・塩谷	那須	足利	安佐	計
1	手帳	10	12	10	15	4	18	5	16	29	38	157
2	保健・医療	42	13	33	98	6	7	6	142	69	124	540
3	年金・手当等	16	8	8	55	9	20	6	21	47	54	244
4	税金・公共料金	3	2	1	4	1	4	0	7	5	10	37
5	補装具・日常生活用具	70	97	13	60	7	45	0	27	88	47	454
6	在宅生活(居宅サービス)	288	186	104	425	147	259	59	379	371	290	2,508
7	施設	40	49	29	136	19	161	69	67	116	125	811
8	社会参加(文化・スポーツ等)	11	1	1	20	2	22	1	1	15	14	88
9	教育	5	0	11	24	9	9	2	3	2	9	74
10	就労・雇用	30	10	8	74	14	44	5	37	59	18	299
11	日常生活(コミュニケーション・余暇等)	57	13	28	63	25	26	14	164	22	138	550
12	対人関係	12	13	3	78	26	23	5	92	21	16	289
13	家族の問題	31	10	16	101	30	58	15	114	31	48	454
14	住宅関連	17	13	12	11	11	14	0	25	21	7	131
15	権利擁護・成年後見	5	0	4	13	3	14	0	4	4	19	66
16	その他の制度	26	5	3	6	9	29	4	81	84	60	307
17	ボランティア	14	0	3	1	1	24	0	1	3	3	50
18	サービス等に関する苦情	0	10	6	19	7	15	5	6	17	7	92
19	その他	134	105	25	72	170	26	7	273	103	28	943
	計	811	547	318	1,275	500	818	203	1,460	1,107	1,055	8,094
	処理(対応)											
1	情報の提供	173	105	125	715	146	358	107	446	358	212	2,745
2	サービス利用の助言等	195	46	100	247	100	218	71	342	179	399	1,897
3	サービス利用申請の援助	59	10	20	99	19	22	52	87	203	245	816
4	生活プランの作成援助	5	3	12	25	13	9	4	7	28	35	141
5	他機関紹介	50	6	16	26	7	17	17	31	10	5	185
6	その他	329	381	67	459	134	18	10	692	242	162	2,494
	計	811	551	340	1,571	419	642	261	1,605	1,020	1,058	8,278

県集計[4~12月分]1/2

(3) 相談形態別

(件)

	電 話	来 所	訪 問	巡回相談	その他	計
1 日光広域	294	40	130	16	130	610
2 上都賀南部	182	63	292	0	0	537
3 南那須	31	10	145	0	17	203
4 芳賀	291	59	418	0	20	788
5 栃木・下都賀	76	31	233	3	23	366
6 小山地区	202	110	175	0	7	494
7 河内・塩谷	31	17	58	5	0	111
8 那須	304	42	200	8	148	702
9 足利	384	142	440	0	37	1,003
10 安佐	186	59	454	0	358	1,057
合計	1,981	573	2,545	32	740	5,871

(4) バックアップ施設等の受理(件)

計
18
0
9
3
0
0
0
90
0
0
120

(5) 受付経路(情報源)別

(件)

	本 人	家族・親戚	事業者・施設	医療機関	学 校	県	市町村	近 隣	障害者相談員	その他	計
1 日光広域	132	160	120	29	5	8	113	1	4	38	610
2 上都賀南部	238	270	25	3	0	0	14	0	6	4	560
3 南那須	85	64	21	0	4	0	20	1	0	1	196
4 芳賀	185	156	151	6	58	26	189	1	0	16	788
5 栃木・下都賀	108	123	37	3	2	2	38	2	0	15	330
6 小山地区	262	135	64	11	1	1	19	9	0	2	504
7 河内・塩谷	5	16	4	0	0	23	63	0	0	2	113
8 那須	296	296	30	19	1	3	37	1	1	18	702
9 足利	437	272	199	19	9	14	26	4	0	23	1,003
10 安佐	458	449	70	11	3	12	44	8	0	2	1,057
合計	2,206	1,941	721	101	83	89	563	27	11	121	5,863

(6) 巡回相談等開催状況

	開催回数			相談件数		
	巡回相談	ケース 検討会	ピア カウンセリング	巡回相談	ケース 検討会	ピア カウンセリング
1 日光広域	16	5	0	18	1	0
2 上都賀南部	0	2	0	0	1	0
3 南那須	0	19	0	0	19	0
4 芳賀	0	23	0	0	23	0
5 栃木・下都賀	0	8	6	0	1	0
6 小山地区	0	5	0	0	5	0
7 河内・塩谷	0	4	0	0	4	0
8 那須	7	48	0	9	46	0
9 足利	0	22	1	0	24	1
10 安佐	0	31	0	0	36	0
合計	23	167	7	27	160	1

県集計[4~12月分]2/2